

環境基準

環 境 基 準

1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）	測定方法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

2 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1 年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1 年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	

$\text{mg} = 1000 \text{ 分の } 1 \quad \text{g} = 1000 \mu\text{g}$

3 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/L 以下	日本工業規格 K0102（以下 P328 まで「規格」という。）55 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38. 1. 2 及び 38. 2 に定める方法又は規格 38. 1. 2 及び 38. 3 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 65. 2 に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格 61. 2 又は 61. 3 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1 又は 5. 3. 2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67. 2 又は 67. 3 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43. 2. 1, 43. 2. 3 又は 43. 2. 5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43. 1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34. 1 に定める方法又は付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47. 1 若しくは 47. 3 に定める方法又は付表 7 に掲げる方法

備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43. 2. 1, 43. 2. 3 又は 43. 2. 5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0. 2259 を乗じたものと規格 43. 1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0. 3045 を乗じたものの和とする。
- 「付表」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）の付表をいう。（p328 まで同じ）

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

(ア) 河川（湖沼を除く。）

a

項目 類型	利 用 目 的 的 性	基 準 値					該当水域
		水 素 生 物 化 学 イ オ ン 的 酸 素 量 (p H) (B O D) 濃 度 要 求 量 (S S)	浮 遊 溶 酸 素 存 量 物 質 量 (D O) 大 群 腸 菌 数				
A A	水 道 1 級 自 然 環 境 保 全 及 び A 以 下 の 欄 に 掲 げ る も の	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	別に政府 又は都道 府県知事 が水域類 型ごとに 指定する 水域
A	水 道 2 級 水 産 1 級 及 び B 以 下 の 欄 に 掲 げ る も の	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水 道 3 級 水 産 2 級 及 び C 以 下 の 欄 に 掲 げ る も の	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	
C	水 産 3 級 工 業 用 水 1 級 及 び D 以 下 の 欄 に 掲 げ る も の	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工 業 用 水 2 級 農 業 用 水 及 び E の 欄 に 掲 げ る も の	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工 業 用 水 3 級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認 められない こと。	2mg/L 以上	—	
測 定 方 法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格21に定 める方法	告示の付 表8に定め る方法	規格32に定 める方法又は 隔膜電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	最確数によ る定量法	

備考

- 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。。
- 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。。
- 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。。
試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL・・・のように連続した4段階（試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移植し、35～37度、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注)

- 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級のの水産生物用
" 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級のの水産生物用
" 3 級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
" 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全垂鉛	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	別に政府 又は都道府県知事 が水域類型ごとに 指定する 水域
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	
生物 特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1（1）による。）	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

(イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

a

項目 類型	利 用 目 的 性	基 準 値					該当水域
		水 質 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	浮 遊 物 質 量 (SS)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	別に政府 又は都道 府県知事 が水域類 型ごとに 指定する 水域
A	水道2,3級 水産2級 水及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びC の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格17に定 める方法	告示の付 表8に定め る方法	規格32に定 める方法又 は隔膜電極 を用いる水 質自動監視 測定装置に よりこれと 同程度の計 測結果の得 られる方法	最確数によ る定量法	

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 “ 2, 3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 “ 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 “ 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 “ 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるものの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	別に政府又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道1, 2, 3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるものの	0.2mg/L以下	0.01 mg/L以下	
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるものの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるものの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
Ⅴ	水産3種水全産業環境保	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法		規格45.2, 45.3又は45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1級：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級：ワカサギ等の水産生物用及び水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全垂鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	別に政府又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1（1）による。）	

(ウ) 海域

a

項目 類型	利 用 目 的 的 性	基 準 値					該当水域
		水 質 濃 度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 数	n-ヘキサ ン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水産環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと。	別に政府 又は都道府県知事 が水域類型ごとに 指定する 水域
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	告示の付表10に掲げる方法	

備考

- 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。
- アルカリ性法とは、次のものをいう。
試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/L}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \times \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL)
(b) : 蒸留水について行つた空試験値(mL)
f : $\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3$: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価

(注)

- 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
" 2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
- 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	別に政府又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水産１種及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03 mg/L以下	
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
Ⅳ	水産３種、水生生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考

- 基準値は、年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 水産１級：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
" ２級：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
" ３級：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全垂鉛	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	別に政府又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の１（１）による。）	

4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/L 以下	日本工業規格 K0102（以下「規格」という。）55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5に定める方法, 亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。		
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		
4 「付表」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）の付表をいう。		

5 騒音に係る環境基準（一般地域の騒音）

(1) 道路に面する地域以外の地域

地域の 類 型	基 準 値		該 当 地 域
	昼 間	夜 間	
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下	環境基本法第 16 条第 2 項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
 2 A A を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(2) 道路に面する地域

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(3) 幹線交通を担う道路に面する空間の基準値

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
道路に面する地域のうち、幹線道路を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路交通法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。
 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 15 メートルまでの範囲、また、2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 20 メートルまでの範囲をいう。

6 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値（単位WECPNL）
I	70 以下
II	75 以下

（注）I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域はI 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

7 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

（注）I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

8 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 （水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値（TEQ）とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

9 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき 1 mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格 K0102（以下「規格」という。）55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。）
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表 1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表 2に掲げる方法）
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
砒素	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 2 及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該 地下水中のこれらの物質の濃度が、それぞれ地下水 1 Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び 1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び 3 mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

(環境用語索引)

－ あ行 －

赤潮	58
アダプト制度	121
R D F	34
安定型最終処分場	39
エコアクション 21	161
エコドライブ（環境に配慮した運転）	171
E S C O事業	173
オゾン層	21
オゾンホール	21

－ か行 －

拡大生産者責任	27
環境影響評価	168
環境学習	146
環境関連産業創出プログラム	166
環境基準	49
環境共生建造物	12
環境効率性	160
環境の日、環境月間	142
環境報告書	160
環境保全アドバイザー	146
環境ホルモン	89
環境マネジメントシステム	160
感染性廃棄物	40
管理型最終処分場	39
グリーン・コンシューマーリズム	142
健康項目	58
光化学オキシダント	49
公共用水域	58
交通需要マネージメント（Transportation Demand Management）	53
コンポスト	27

－ さ行 －

里山	132
サーマルリサイクル	34
3 R推進月間	27
COD（化学的酸素要求量）	58
自然環境保全地域	108
自然公園	108
自動車使用合理化	171
臭気指数	82
新エネルギー	9
水源の森	48
生活環境項目	58
ゼロエミッション	160

－ た行 －

ダイオキシン類	87
代償植生	113
地球温暖化対策地域協議会	12
地球温暖化防止活動推進員	12
DPF（Diesel Particulate Filter）装置	53
低周波音（空気振動）	82
デポジット	27
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）	17
都市公園	132

－ な行 －

内部生産	58
------	----

－ は行 －

パークアンドライド	53
ばい煙発生施設	55
ハロン	21
PRT R	86
BOD（生物化学的酸素要求量）	58
ビオトープ	127
ヒートアイランド現象	9
干潟	100

光ビーコン	55
広島県環境関連産業創出推進協議会	30
広島県グリーン購入方針	170
広島県地球温暖化防止活動推進センター	12
Bingo-EST	54
びんごエコタウン構想	166
富栄養化	58
福山リサイクル発電事業	34
不法投棄 110 番・ファックス	43
フロン	21
ポリ塩化ビフェニル（P C B）	40

－ ま行 －

マニフェスト制度	40
マルチモーダル施策	54
ミティゲーション	120
藻場	100
モデラート制御	55

－ や行 －

ユニバーサルデザイン	111
溶融スラグ	29
予測無影響濃度	90

－ ら行 －

ライフサイクルアセスメント（L C A）	9
リスクコミュニケーション	87